

定 款

2016年5月19日改定



マックスバリュ中部株式会社

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、マックスバリュ中部株式会社 と称し、英文では、
MAXVALU CHUBU CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 食料品、飲料品、酒類、煙草、燃料、衣料品、日用雑貨、化粧品、文房具の販売。
2. インテリア用品、寝装品、家具、建材、電気製品、ミシン、リビング用品、ガス器具、神仏具、機械工具類、事務機器、防災用具および度量衡計量器の販売。
3. 楽器、スポーツ、レジャー用品、娯楽用品、書籍、時計、カメラ、光学機器、美術工芸品、服飾雑貨品、貴金属宝石の販売および写真の現像、焼付、引伸ばしの事業。
4. 医薬品、医療器具、健康用具、眼鏡の販売。
5. 自動車、自転車その他の運搬用具とその部品の販売および修理ならびにその斡旋。
6. 出版業、撮影、複写、録画、録音に関する業務および各種コンピュータのプログラムの製造と販売。
7. 愛玩動物、観賞魚、観葉植物の販売、これらの飼育用具、園芸用品、飼料、肥料ならびに飼育栽培教材の販売。
8. 飲食店喫茶店、クリーニング業、駐車場の経営ならびに旅行斡旋の業務。
9. 家具、寝具類、日用雑貨、電気機器、自転車類、スポーツ、レジャー用品、旅行用品、医療用器具、観葉植物等のレンタルに関する業務。
10. 土木建築業、内装仕上げ業務およびその斡旋。
11. 小売業に対する経営指導および経営受託。
12. 不動産の売買、賃貸借ならびにこれらの斡旋。
13. 豆腐、惣菜、米飯等の食品の製造および販売。
14. ホテル、旅館、遊園地、遊戯場、興業場、造園業、およびその他観光施設の経営、ならびに古物商。
15. 結婚式場の経営。およびパーティー、催事の企画実行に関する事業。
16. 水泳その他体育に関する指導、健康トレーニング施設およびスポーツに関連する施設の経営、ならびにその賃貸業。
17. 講演会、研修会、各種セミナー、会議の企画開催、ならびに学習塾の経営。

18. 生け花、書道、英語、料理教室、その他趣味と教養の為の文化教室および文化施設の経営。
19. 映画、レコード、コンパクトディスク、ミニディスク、ビデオテープ、デジタルビデオディスクの制作、販売ならびにその賃貸。
20. 郵便切手類、印紙、各種入場券、テレホンカードの販売。宝くじの売りさばき。展示会場、プレイガイドの経営。
21. ビルメンテナンス業およびビル警備業。
22. 金銭の貸付、および金銭の貸借の媒介・保証・集金の代行、有価証券の投資・運用・売買・管理・仲介の業務、ならびにクレジットカードの取扱に関する業務。
23. 損害保険代理業および生命保険募集業。
24. 労働者派遣事業。
25. 電気通信事業法に定める電気通信事業。
26. 商品の宅配事業および通信販売事業。
27. インターネットを利用した通信販売業務。
28. インターネットを利用した音楽情報、文字画像情報などの電子情報提供サービス事業。
29. 高齢者、病人、身体障害者など日常生活を営むことに支障のある人に対する日常生活の介護業務。
30. 電動ベッド、車椅子、枕、紙おむつ、寝装具など介護用品および介護機器の販売。
31. 介護保険法に基づく特定福祉用具販売事業および特定介護予防福祉用具販売事業。
32. 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の売買に関する事業。
33. 公共料金等の収納代行業務及び通信販売等に関する代金の受託収納代行業務。
34. 前各号に附帯する一切の業務。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすること

ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の買増)

第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求することができる。

ただし、当社が当該請求にかかる株式を保有していない場合はこの限りではない。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席し

た議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第 17 条 当社の取締役は、10 名以内とする。

(取締役の選任方法)

第 18 条 取締役は、株主総会においてこれを選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

(取締役会の招集)

第 20 条 取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対して会日より 3 日前に通知を発するものとする。

ただし緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を、必要に応じて取締役名誉会長 1 名、取締役会長 1 名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、および取締役相談役若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(報酬等)

第 24 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 25 条 当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 26 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(監査役の選任方法)

第 27 条 監査役は、株主総会においてこれを選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席してその議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 28 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役会の招集)

第 29 条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。

2. 監査役会を招集するには、各監査役に対して会日より 3 日前に通知を発するものとする。

ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。

3. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(常勤の監査役)

第 30 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の決議方法)

第 31 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(報酬等)

第 32 条 監査役の報酬その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 33 条 当会社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 35 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。

2. 前項の未払いの配当には利息を付さない。